

離職等又は休業等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ ～ 住居確保給付金（転居費用補助）のご案内 ～

■住居確保給付金（転居費用補助）とは

同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、転居費用相当を支給することにより、これらの者の家計の改善に向けた支援を行います。

■住居確保給付金（転居費用補助）の支給対象者（支給要件）

申請時に以下の①～⑧の要件に該当する方が対象となります。

- ①申請者と同一世帯に属する者の死亡、離職、休業等により収入が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること
- ②申請日の属する月において、収入が著しく減少した月から2年以内であること
- ③申請日の属する月において、主たる生計維持者であること
※収入減少時においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時に主たる生計維持者となっている場合も含む。
- ④申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額が収入基準額以下であること（収入基準額＝基準額＋申請者が入居する住宅の家賃額[上限あり]）
※収入は、税引き前の総支給額（交通費除く）。公的年金等も含む。
- ⑤申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の預貯金額の合計が基準額×6（100万円を超えないこと）以下であること

世帯人数	基準額	家賃額の上限	収入基準額	預貯金額合計
1人	81,000円	36,000円	117,000円	486,000円
2人	123,000円	43,000円	166,000円	738,000円
3人	157,000円	47,000円	204,000円	942,000円
4人	194,000円		241,000円	1,000,000円
5人	232,000円		279,000円	
6人	269,000円	50,000円	319,000円	

※世帯人数が7人以上の場合はお問い合わせください。

- ⑥生活困窮者家計改善支援事業において、より家賃が低額な物件等の新たな住居へ転居し支出を削減する又は転居に伴い家賃が上がる（持ち家からの転居を含む。）が家賃負担を含めた家計全体の支出が改善されるなど、転居することが自立を促進するために必要であるが、そのための費用の捻出が困難であると認められること
- ⑦地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと
- ⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと

■住居確保給付金（転居費用補助）の支給額及び支給方法

支給額： [上限] 転居先の住所が所在する市町村の住宅扶助額（※） × 3

ただし、実費が支給額を下回る場合は実費相当

※生活保護の住宅扶助基準に基づく額

支給方法：転居先の住宅に係る初期費用は、原則、福島市から不動産業者等へ直接振り込まれます。それ以外の経費は、個々の状況に応じて、福島市から業者等の口座へ直接振り込むか、受給者の口座等への支給か、いずれかの方法で支給します。

■住居確保給付金（転居費用補助）の対象経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none"> ・転居先の住宅に係る初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) ・転居先への家財の運搬費用 ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用 (転居前の住宅に係る費用を含む) ・鍵交換費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷金 ・契約時に払う家賃(前家賃) ・家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費

■申請時に必要なもの

- ・ハンコ（シャチハタは不可）
- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・収入減少関係書類（世帯収入額が2年以内に著しく減少したことが確認できる書類）
- ・離職等関係書類（離職票等。休業等の場合は、収入が減ったことがわかる書類等）
- ・収入関係書類（給与明細書、雇用保険受給資格者証、年金振込通知書等）
- ・金融資産関係書類（申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の記帳済の通帳等全て）
※申請日当日に必ず記帳してください。
- ・要転居証明書（家計改善支援事業において転居が必要と認められた場合に発行されます）
- ・入居予定住宅に関する状況通知書（不動産業者等が記入したもの）
- ・初期費用の他に、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、その額及び内訳が確認できる書類
- ・【持家の場合のみ】居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類

■転居後に必要なもの

- ・「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」、新住所における「住民票の写し」、「住宅確保報告書」
※住宅入居後7日以内に提出してください。
- ・実際に支払った額を確認できる書類（領収証等）
初期費用の他に転居を要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）の見積書等を提出している場合や初期費用を受給者本人の口座へ支給した場合は、実際に支払った額を確認できる書類（領収証等）も提出してください。
※実際の支出額が支給額を上回っていた場合、支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲内であれば、差額を追加で支給することができます。なお、実際の支出額が支給額を下回っていた場合は、受給者から差額の返還を求めます。

■その他

- ・申請は原則予約制とさせていただきますので、事前にお電話ください。
- ・上記のほかにも必要な書類等が発生する場合があります。
- ・生活費等にお困りの方は、社会福祉協議会の貸付を利用できる場合がありますので、詳しくはご相談ください。

<お問い合わせ先・相談場所>

〒960-8601 福島市五老内町 3-1

福島市役所 生活福祉課 生活相談支援窓口（2階）

電話 024-525-3725（直通）